

福島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木幡 浩

福島市規則第 44 号

### 福島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島市建築基準法施行細則（平成11年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第1号中「第18条第10項」を「第18条第11項」に改める。

第11条中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「であって」を「の敷地で」に改め、同条第2号中「空地」の次に「に接する敷地」を加える。

第12条中「その」を「当該」に改め、「位置は、」の次に「当該」を加える。

第14条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「定期調査の項目、方法及び結果の判定基準のうち、省令第5条第3項の規定に基づく建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）」を「告示」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号。次項において「告示」という。）第2の規定により市長が付加するものは、各階の主要な常時閉鎖式防火扉に係る防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）別表第1(1)から(5)までの項目、方法、及び結果の判定基準とする。 第15条第1項中「前条第1項の表に掲げる用途に設けた防火設備（隨時閉鎖又は作動をできるものに限る。ただし、防火ダンパーを除く。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 政令第16条第1項各号に掲げる建築物又は前条第1項の表に掲げる用途の建築物に設置されているもののうち、機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた機械換気設備（換気上有効な給気機及び排

気機を有するものに限る。) に限る。)、排煙設備 (法第35条の規定による排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。) 及び非常用の照明装置 (法第35条の規定による非常用の照明装置に限る。)

(2) 前条第1項の表に掲げる用途の建築物に設けられた防火設備 (隨時閉鎖又は作動をできるものに限る。ただし、防火ダンパーを除く。)

第27条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第77条の32第1項の規定による照会は、照会書 (様式第19号) を市長に提出して行わなければならない。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(国等の建築物への準用)

第28条 第3条、第5条から第7条まで、第18条及び第19条の規定は、法第18条第2項の規定に基づく計画の通知について準用する。

様式第8号 (第17条関係) 中「転回広場面積」を「転回広場」に改める。

様式第18号 (第24条関係) 中「道路協議書」及び「道路協議」を「道路調書・協議書」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

照会書

年　月　日

福島市長

照会者（指定確認検査機関）　名称  
住所  
氏名  
電話

建築基準法第77条の32第1項の規定により、確認検査の適正な実施のため必要な事項について、次のとおり照会します。

1	照会条文	
2	照会事項	

(注) 必要に応じ、照会の内容が分かる図書を添付してください。

※受付欄	※確認番号	
※印のある欄は記入しないでください。	※確認年月日	年　月　日

※印のある欄は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する建築物又は特定建築設備等に係る法第12条第1項及び第3項の規定による定期の報告については、改正後の福島市建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第14条及び第15条の規定に関わらず、令和8年4月1日までの間は、なお従前の例によることができる。